

令和 7 年 定 例 第 2 回 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 7 年 6 月 17 日 午 前 9 時 30 分 定 例 第 2 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	久 保 井	千 代	係	長	高 野	志 乃 扶
参 与	田 中	裕 樹	書	記	池 田	祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋	盛 人	企 画 振 興 課 長	渡 邊	満 昭
副 市 長	森 田	泰 平	子 ども 子 育 て 課 長	甲 斐 田	美 紀
教 育 長	藤 岡	育 代	介 護 支 援 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 下	優 子
監 査 委 員	河 野	信 祐	税 務 課 長	相 地	智 輝
総 務 部 長	栲 嶋	晋 治	学 校 教 育 課 長	松 尾	郁 代
企 画 部 長	坂 本	生 治	環 境 政 策 課 長	中 村	栄 志
保 健 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	田 中	聡 美	商 工 観 光 課 長	垣 田	智 章
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松 藤	典 子	農 林 水 産 課 長	猿 本	邦 博
環 境 経 済 部 長	岡	俊 幸	上 下 水 道 課 長	松 尾	友 博
建 設 都 市 部 長	城 戸	邦 宏	教 育 総 務 課 長	河 野	成 嗣
教 育 部 長	堤	則 勝	環 境 政 策 課 長 補 佐 兼 脱 炭 素 社 会 推 進 係 長	今 村	雅 義
消 防 長	北 嶋	俊 治	税 務 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長	松 藤	秀 樹
総 務 課 長	平 川	貞 雄	総 合 政 策 課 公 共 交 通 政 策 係 長	江 崎	幸 太 郎
財 政 課 長	大 坪	康 春	税 務 課 資 産 税 係 長	熊 川	政 史
総 合 政 策 課 長	村 越	公 貞	税 務 課 収 納 係 長	井 口	剛

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 会期の決定について

- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (8) 報告第2号 令和6年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第3号 令和6年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (10) 報告第4号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- (11) 報告第5号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
- (12) 報告第6号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について
- (13) 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- (14) 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- (15) 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- (16) 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- (17) 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- (18) 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- (19) 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- (20) 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- (21) 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- (22) 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- (23) 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- (24) 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- (25) 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- (26) 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- (27) 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- (28) 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- (29) 同意第23号 農業委員会委員の任命について

- (30) 同意第24号 農業委員会委員の任命について
- (31) 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- (32) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）
- (33) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (34) 議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (35) 議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- (36) 議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (37) 議案第34号 工事請負契約の締結について
- (38) 議案第35号 財産の取得について
- (39) 議案第36号 財産の取得について
- (40) 議案第37号 財産の処分について
- (41) 議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
- (42) 議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時35分 開会

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまより令和7年定例第2回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和7年定例第2回市議会の運営につきまして、6月6日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、請願2件、報告6件、同意19件、承認2件、議案9件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日6月17日から6月27日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照お願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第1号につきましては文教厚生常任委員会に、請願第2号につきましては総務常任委員会に付託といたします。

同意第7号から同意第25号までの19件につきましては即決といたします。

承認第3号から承認第4号までの2件につきましても即決といたします。

議案第31号及び議案第36号の2件につきましては総務常任委員会付託といたします。

議案第32号及び議案第34号、議案第35号の3件につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第33号及び議案第37号の2件につきましては産業建設常任委員会付託といたします。

議案第38号及び議案第39号の2件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの11日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、10番上津原博君、11番荒巻隆伸

君、兩名を指名いたします。

日程第 3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第 3．監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

皆様おはようございます。監査報告、例月出納検査の結果を御報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管について、令和7年1月分から3月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されてきました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

日程第 4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 4．請願付託の報告について。

請願第 1 号 知的障害者が安心して暮らせる障害者支援施設等の整備を求める政府意見書の提出についての請願書について、紹介議員の説明を求めます。6 番奥藺由美子君お願いします。

○6 番（奥藺由美子君）

改めましておはようございます。請願理由の御説明をいたします。

知的障がい者は、障がいの状況を問わず、生涯を通じた24時間切れ目のない支援と見守りがなければ一人では生きづらい特性を持っています。

自立支援法以来、施設の事業形態は昼夜分離となり、支援が最も必要な朝夕の時間帯は日中支援の3分の1の支援費となっています。このような実態にそぐわない不合理な制度は、支援の低下となるばかりか、施設利用者の人権を損なうことにもなります。

さらに、入所施設は知的障がい者にとっては親亡き後のついの住みかとしても地域福祉の

拠点と位置づけて活用すべき社会資源でもあります。

今回の請願は、知的障がい者が安心して暮らせる障がい者入所施設等の整備が実現できるよう、国の関係機関への意見書提出を要請するものです。

詳細な内容につきましては、配付されました請願書をお読み取りいただき、皆様の御賛同を何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

請願第1号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、紹介議員の説明を求めてまいります。8番古賀義教君お願いします。

○8番（古賀義教君）

地方財政の充実・強化に関する意見書でございます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲労感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう求めます。

この意見書の趣旨を十分御理解の上、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

請願第2号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行います。

報告第1号から第6号までの6件、同意第7号から第25号までの19件、承認第3号から第

4号までの2件、議案第31号から第39号までの9件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和7年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1号 専決処分の報告についてから議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの36件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額の決定や継続費、繰越明許費の計算書、また、道の駅みやま並びにみやまスマートエネルギーの経営状況報告など報告案件が6件、農業委員会委員の同意案件19件、みやま市税条例の一部改正など専決しました条例の承認案件が2件、また、条例改正のほか、工事請負契約の締結、財産の取得・処分、令和7年度の一般会計及び介護保険事業特別会計予算の補正についての議案9件を御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

日程第7 報告第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7．報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）報告を求めます。柁嶋総務部長お願いします。

○総務部長（柁嶋晋治君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第1号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本件は、施設損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年3月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

概要を申し上げますと、令和6年7月7日午後6時50分頃、みやま市定住促進住宅山川団

地駐車場におきまして、使用許可を受けている車両が駐車していたところ、近接する看板が強風により落下し、相手方車両を損傷させたものでございます。

この事故に係る損害賠償額を189,476円と決定し、相手方と示談しており、その損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填をいたしております。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第8 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第2号 令和6年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告を求めます。引き続き柊嶋総務部長。

○総務部長（柊嶋晋治君）（登壇）

それでは引き続き、報告第2号 令和6年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

本件は、高田小学校体育館建設事業における継続費の年割額に基づいて、次ページの継続費繰越計算書のとおり令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

高田小学校体育館建設事業につきましては、令和6年度から令和7年度までの間での2か年事業で、令和6年度の決算見込みに応じて残額を調整し、令和7年度へ繰り越すものでございます。また、その財源につきましても説明をいたしております。

以上、報告第2号 令和6年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 令和6年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9 報告第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．報告第3号 令和6年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。柊嶋総務部長お願いします。

○総務部長（柊嶋晋治君）（登壇）

引き続き、報告第3号 令和6年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

令和6年度の補正予算で議決いただきました繰越明許費補正に基づき、次のページの繰越明許費繰越計算書のとおり令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和6年度の物価高騰対策など、国の補正予算に伴い追加いたしました事業や農業用施設及び道路改良事業、また、計画に関する諸条件等で年度内に完成できなかった事業など、全16件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、令和7年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましても事業ごとに説明をいたしております。

以上、報告第3号 令和6年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号 令和6年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第10 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10．報告第4号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について報告を求めます。松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾友博君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第4号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、次ページの繰越計算書のとおり令和7年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

令和6年度の下水道事業会計で予定しておりました経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものが1件ございます。

内容としましては、公共下水道管渠布設工事（3工区）については、下水道管の布設工事を予定しておりましたが、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内での完成が難しくなったものでございます。

以上、報告第4号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 令和6年度みやま市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11 報告第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 報告第5号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、報告を求めます。岡環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（岡 俊幸君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第5号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について御説明申し上げます。

本件は、道の駅みやまの指定管理者であります株式会社道の駅みやまにつきまして、本市が資本金の80%を出資いたしており、その経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、議案書30ページ、令和6年度道の駅みやま事業報告書及び令和7年度事業計画書の②販売状況等について御説明いたします。

令和6年度実績は、アの販売受託品が981,077千円、イの仕入商品が89,310千円、ウの販売合計で1,070,387千円と、前年度と比較して9,139千円の増、率にして0.9%のプラスとなっております。また、購入客数は販売合計で56万5,000人となり、前年度比較2万3,181人

の減、3.9%のマイナスとなっています。

令和7年度計画につきましては、ウの販売合計で販売金額が1.4%増の1,085,300千円、購入客数を1.7%増の57万5,000人の計画といたしております。

続きまして、次ページ、4. その他、①令和6年度の運営における主な状況についてでございます。

ア及びイで、購入客数は減少しましたが、イベントの開催やホームページ、SNSなどによる情報発信を推進することで、販売総額は3年連続で10億円を超えたこと、ウでは、出荷者への奨励として、受託商品売上高のうち0.8%相当額の出荷奨励金を支出したことなどを記載しております。

次のページをお願いします。

令和6年度収支決算書であります。水道光熱費やリース代の増加などにより販売管理費が1.8%増加しています。通期の経常利益は12,949千円、前年度の84.4%となっております。

続いて、33ページから決算報告書を添付いたしております。

34ページの貸借対照表でございますが、資産合計は397,372千円、純資産は274,483千円となっております。

また、次のページの損益計算書は、経常利益が12,949千円、税引き後の当期純利益は9,813千円となっております。

次のページの販売費及び一般管理費の計算内訳では、3段目の販売促進費は出荷者への出荷奨励金など7,944千円、また、中段少し下の寄付金は、本市への17,000千円の寄附金などとなっております。

続いて38ページ、令和7年度収支予算書であります。令和7年度は売上げの増加を見込み、通期の経常利益で10,454千円の計画でございます。

以上、報告第5号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行いますけれども、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第12 報告第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 報告第6号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について、報告を求めます。引き続き、岡環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（岡 俊幸君）（登壇）

報告第6号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について、御説明申し上げます。

本件は、本市が95%を出資いたしておりますみやまスマートエネルギー株式会社の令和6年度の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、40ページをお願いします。

令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書でございます。

②収支の表中、令和6年度の実績は、売上げ2,010,465千円、経常利益が16,694千円の黒字となっています。

また、令和7年度計画は、依然として新電力を取り巻く環境が厳しい状況において、契約の維持、確保や、効率的な電源調達により収益を安定させることで、売上げ1,897,917千円、経常利益24,363千円を計画しております。

続きまして、次のページから事業活動の概況に関する事項をお示ししております。

1. 事業概要では、安定的・経済的な電源調達及び市内契約者数の増加を重点課題として掲げ事業を推進した結果、計画額を上回る売上額となりました。一方で、調達費用が増加したことにより、経常利益は計画を下回っております。

(1)電力事業では、令和6年4月より、小売電気事業者に容量拠出金が課せられることになり、供給する電力の規模に応じて負担額が決定され、138,640千円の負担となったため、前年度と比較して大幅な減益となりました。

一方、脱炭素社会の実現に向け、前年度より継続して市の3施設に再エネ電源を充てるとともに、有明ひまわりセンターのごみ発電による電源の調達を行いました。さらに、請求書や検針票を全面ペーパーレス化し、脱炭素社会への行動変容の促進に努めました。

次に、(2)地域連携事業につきましては、電力使用量に応じてデジタル地域通貨「みやまん・コイン」を付与する事業に加え、請求書ペーパーレス化の特典としてコインの加算付与を開始することで域内の経済循環に努めました。

また、(3)飲食事業については、令和6年度よりレストラン「みやまカフェSPON」としてリニューアルオープンし、地元食材を生かした新メニューの提供を開始するとともに、ネット活用での情報発信にも力を入れ、集客数は前年度比で40%増加しました。レストラン型コミュニティスペースである特色を生かし、関係団体との連携など、地域におけるハブ的役割の構築とみやまの魅力発信に重点を置いて活動しました。

続きまして、2. 資金の借入その他の資金調達の状況であります。県の制度融資の活用など資金調達の状況をお示ししています。

次に43ページ、5. 対処すべき課題でございますが、重点課題として、「安定的、経済的な電源調達の推進と地域経済循環」、「脱炭素社会の実現に向けての取組」、「みやまカフェSPONの活用」の3つの項目を掲げています。

続いて、46ページ以降に決算報告書を添付しております。

47ページの貸借対照表は、資産合計が646,957千円、純資産合計が236,711千円となっております。

また、次のページの損益計算書は、経常利益16,694千円、税引き後の当期純利益は11,401千円となっております。

以上、報告第6号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

この報告第6号につきましては質疑の通告があっております。これより質疑を行います。質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることをないようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。14番中島一博君どうぞ。

○14番（中島一博君）

売上げの件で教えてもらえんでしょうか。

令和5年度の資料を見ているんですけど、予定額では1,795,672千円で経常利益が37,029千円、実質は令和6年度は先ほど報告ありましたように、2,010,465千円で経常利益が16,694千円となっております。

この理由は、電力事業の拠出金が138,640千円負担するというところで、令和6年度37,000千円売上げを少なく見積もって、経常利益を37,000千円近く見てあったんですけど、これは

そこまでこの拋出金の計算ができなかったのかどうか、その辺をお伺いいたします。今年度の売上げが2億円近く上がって、経常利益16,690千円、半分以下になっているので、その辺をちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

皆様改めましておはようございます。中島議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど容量拋出金138,640千円の数字が見込めなかったのかというようなところであると思いますけれども、先ほど説明いたしましたように、こちらは令和6年度から導入された新しい制度になります。それで、この金額を含んだところで全体で見ますと、第11期、いわゆる令和6年度ですけれども、仕入れ高が対前年比で346,560千円程度増額ということで、この容量拋出金を含めたところで、非常に仕入れが高額になったということが今回の経常利益を抑えた一つの要因だと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、40ページ、今年度も1,897,917千円で、経常利益が24,363千円、今年よりまた1億円近く売上げを見込んであるじゃないですか。毎年売上げを少なく見込んで1億円か2億円売上げが上がっている、これはどういう意味でこういうふうに予測をしてあるのか。毎年見よったら、予定価格は1億円か2億円低く組んであるんですよ。だけど、実質は1億円か2億円売上げが上がっているから、減らして予測をしてあるのか、その辺をお伺いすると、拋出金は毎年1億数千万円引かれるということでもいいですかね。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

お答えいたします。

見込み量につきましては、すみません、私どものほうではよく把握ができておりません。

それと、容量拋出金につきましては、令和6年度から、もちろん今年度も含めて、毎年課

されると、今のところはそういう制度になっております。金額につきましては日本全体の将来的な発電の資本といたしますか、どれぐらいが必要になるかということを見込んだ上で、あとは供給に応じて幾らですよという金額が課されてくるということで聞いております。ちょっとこれは見込みになるのかもしれませんが、令和7年度については令和6年度より若干安くなるというふうな話は聞いております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

これは、抛出金は事業者だけが負担するということで、お客さんには全く関係ないという捉え方でいいとですもんね。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

この容量抛出金につきましては、価格転嫁してもしなくてもいいということになっております。それで、令和6年度につきましては価格転嫁をせずに会社のほうの努力でどうにか切り抜けられたということで聞いておりますが、今後につきましては、満額ではないが、一部価格のほうに転嫁させていただかなければならないだろうというお話は聞いております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

通告による質問は終わりましたけれども、そのほかに関連としてお尋ねの議員さん、12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私、中身のことはよく分かりませんが、私の個人的な感覚でお聞きしますが、このみやまスマートエネルギー株式会社、前市長さんのときに50億円市場ということで言われて、私はそれで賛成をしてきたわけですが、途中で大きく方向転換をされ今日に至っておりますけれども、このみやまスマートエネルギー株式会社がどれぐらいみやま市としては利益があるのか。市は何か利益を被っているのか。それはほとんど——ほとんどというか、全くないと私は思っておるんですが、そういうことならば、みやまスマートエネルギー株式会社はいつ

まで今のような体制を続けられていくのかということですたいね。

言いましたように、最初は50億円市場だということで前市長からお伺いして、市は相当頑張ればやっていけるなということで賛成してきました。しかし、今さっき言いましたように、途中で方向転換をされ今日に至っております。みやま市がこのみやまスマートエネルギー株式会社からどれくらいの利益があるのか、どういうふうな恩恵があっているのか、全くないと私は思っております、重ねて言いよりますけど。そしたら、いつまでこういうふうな体制を続けていくのかというふうなことが気になるところでございますが、その点をお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の御質問にお答えをいたします。

前市長の肝煎りでこの会社が設立されておるわけでございますが、エネルギーの地産地消ということで、東北の震災以来、安全・安心まちづくりということでエネルギーの自給自足ができるならばということでつくられた会社でございます。いろんな経緯がございまして今の形になっております。

50億円市場とおっしゃったところはあるわけですが、私は最初のコネプトに戻って、エネルギーの地産地消ということで全国展開はかなり厳しいものになるであろうということで、地元でしっかり支えていく企業、なくてはならないということで、全国展開のほうは控えさせていただくということで方針転換をさせていただきました。

では、地域にどういう貢献があるのかということでございます。

今現在、30名弱の地元の人材を雇用しております。地元企業として30名弱の雇用があるということは、みやま市にとっても非常に大きなメリットがあると思っております。

さらに、この電力市場というのは非常に市場の動向によって利益が大幅に減少したり、また、増加するにも非常に厳しい状況でございます。何年前ですかね、3年前、4年前になりますかね、電力市場が高騰して1キロワットアワー当たりが250円を超えた時期がございました、12月、1月。そのとき僅か2週間で2億円という赤字を出したと、そういう経緯もございます。それをその後内製化とか、またいろんなアイデアを出しながらこつこつとやってきました結果、黒字に転換をいたしております。先ほどのデータにもありますように、一昨

年はかなりの収益が出ました。それは何かというと、電力の価格がかなり下がっており、その関係で利益が増えたわけでございます。

その当時は容量拠出金という制度はございませんでした。昨年から発電事業者に対しての国の政策なのか、容量拠出金という形で発電事業者に対して支援をするということでの容量拠出金を電力売買会社に賦課するということでの容量拠出金というのがかかってまいりました。それは事業所によって金額が大きく変わってきます。要するに電力を売る企業によって莫大な金額を拠出するということになります。その企業の経営状況というか、売上げによってその金額が決められるようです。ですので、昨年1年間で130,000千円ぐらいの拠出金を出したということは月10,000千円ちょっとの拠出金を出して利益が減ったということでございます。

また、電力が一昨年よりも昨年は少し値段が年間を通じて上がりましたので、やはり数千万円、七、八千万円かな、1億円近くの利益が減ってくるというような状況の中で、一生懸命社員が努力してこれだけの利益を上げております。

では、市にとってのメリット、もう一つでございますが、一昨年度の利益がありましたので、昨年は5,000千円という寄附をいただいております。今年につきましては利益が少のうございますけれども、株主配当ということで株に対しての配当をするということで市のほうへ配当金が来ることになっております。私はまだこの場では申し上げる詳細な金額は存じ上げておりませんので、後でまたその分については担当のほうに聞かればと思います。

以上、申し上げます。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

（「もう一つありました」と呼ぶ者あり）松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今後、この会社をどうするのかという展望のことでございますけれども、今現在30名弱の市内の方々を雇っております。経営がいいときにどうするかという部分も含めて総合的に考えていかないといけないことですが、市としてこの会社を維持、経営していく、市としてではなくて第三セクターとして持っていくということに関しましては、エネルギーの地産地消ということで全国に初めての自治体での電力会社ということのコンセプトで話題になりましたし、今の経営状況を見ながら、また、他の方も見ながらしっかり考えてまいりたいと思っております。今現在でどうするかということは、まだすぐに申し上げる位置にはいま

せんので、もうしばらく見せていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

以上で質疑を終わりたいと思います。

これで報告第6号 みやまスマートエネルギー株式会社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第13～第31 同意第7号～同意第25号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 同意第7号 農業委員会委員の任命についてから日程第31. 同意第25号 農業委員会委員の任命についてまでの19件について、一括して提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第7号から第25号 農業委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現在の農業委員会委員の任期が令和7年7月19日で満了するのに伴い、後任の農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

委員の任命におきましては、「農業委員の過半数は認定農業者等とすること」、「農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること」、「女性・青年を積極的に登用すること」が法で定められており、提案いたします農業委員会委員につきましては、それらの条件を満たしているものでございます。

それでは、同意第7号から同意第25号までを一括して御提案申し上げます。同意番号及び氏名のみを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

同意第7号井上正光氏、同意第8号江崎俊浩氏、同意第9号岡武道氏、同意第10号坂田巖氏、同意第11号森勇次郎氏、同意第12号上原充氏、同意第13号北原喜博氏、同意第14号加藤和己氏、同意第15号川口広樹氏、同意第16号城敬介氏、同意第17号山下久弥氏、同意第18号

江崎淳二氏、同意第19号小宮浩二氏、同意第20号永江三夫氏、同意第21号高尾芳樹氏、同意第22号徳永順子氏、同意第23号堤和美氏、同意第24号松尾京子氏、同意第25号比良紗千氏であります。

以上、19名の方々につきまして、お手元の資料に選出区分、経歴等を記載しておりますので、御参照いただければと存じます。

また、新たな農業委員会委員の任期につきましては、本年7月20日から令和10年7月19日までの3年間となります。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑は同意第7号から同意第25号まで一括して行いますが、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第7号から同意第25号までの19件については、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第7号から同意第25号までの19件については委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第7号から同意第25号まで討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第7号 農業委員会委員の任命についてから同意第25号 農業委員会委員の任命についてまでの19件を一括採決いたします。

同意第7号から同意第25号までの19件については同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第7号 農業委員会委員の任命についてから同意第25号 農業委員会委員の任命についてまでの19件については同意することと決定をいたしま

した。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は45分にします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第32 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）、提案理由の説明を求めます。松藤市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（松藤典子君）（登壇）

改めましてこんにちは。承認第3号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から順次施行されること等に伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、まず、公示送達の方法につきましては、現在行っている市役所掲示板への掲示に加え、市のホームページなど不特定多数の者が閲覧することができる状態に公示事項を置く措置を取るものでございます。

次に、市民税関係につきましては、給与所得控除の最低保証額を550千円から650千円へ改正するとともに、大学生年代の子等への特定扶養控除について新たな特別控除を創設し、子等の給与収入が1,500千円から1,880千円の場合においては、控除額に段階を設けて控除するよう改正するものでございます。

また、扶養親族等に係る所得要件は480千円から580千円へ改正することとしています。

最後に、軽自動車税関係につきましては、原動機付自転車の車両区分に総排気量が0.125リットル以下、かつ、最高出力が4.0キロワット以下の区分を追加するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

日程第33 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）、提案理由の説明を求めます。再び松藤市民部長兼市民課長お願いいたします。

○市民部長兼市民課長（松藤典子君）（登壇）

承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第４号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により令和７年３月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和７年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、国民健康保険税の課税限度額につきまして、基礎課税額に係る限度額を650千円から660千円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を240千円から260千円に改正するものでございます。

次に、国民健康保険税の減税の対象となる所得基準について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を295千円から305千円に、２割軽減の対象となる世帯を545千円から560千円に改正するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第４号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第４号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、承認第４号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第４号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第４号 専決処分の承認について（専決第４号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することと決定をいたしました。

日程第34 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。枕嶋総務部長お願いします。

○総務部長（枕嶋晋治君）（登壇）

続いて、議案第31号 みやま市企業誘致基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、企業誘致を推進するに当たり、既存の企業誘致基金と地域雇用創出推進基金を統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第１条 設置目的について、これまで「企業誘致のための土地取得に要する経費の財源に充てる」としていたものを「企業誘致に要する経費の財源に充て、もって雇用機会の創出を図る」と改めるものでございます。

なお、基金の統合となりますことから、併せて附則において、地域雇用創出推進基金条例を廃止することといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告があつてございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第35 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、提案

理由の説明を求めます。堤教育部長お願いします。

○教育部長（堤 則勝君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議案第32号 みやま市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、奨学金の受給資格を緩和し、制度をより有益なものとするため、条例を改正するものでございます。

本市奨学金につきましては、平成30年度高等学校等入学者より実施しており、受給対象者の高等学校等への進学後に、年度ごとに支給しているところですが、本市奨学金と他の制度による奨学金との重複受給が認められていない等の理由から、利用者が伸び悩んでいる現状を受け、制度がより有益なものとなるよう、規則で定める他の制度の奨学金との重複受給を可能とするよう条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第32号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第36 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第36. 議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。城戸建設都市部長お願いします。

○建設都市部長（城戸邦宏君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第33号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条例第3条で引用する条項に条ずれが生じたことから、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第37 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第37. 議案第34号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を求めます。堤教育部長お願いします。

○教育部長（堤 則勝君）（登壇）

議案第34号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市立図書館・歴史資料館空調設備の機械改修工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後直ちに着工し、令和8年3月23日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、空調設備の老朽化及び環境負荷への対応を行い、図書館業務の安定性を図るため、現在の灯油を使用した吸収式冷温水発生装置の熱源設備を、電力方式に改修するものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しており、その結果、工事請負人は藤和・大久保特定建設工事共同企業体、請負金額は160,840,900円でございます。

なお、詳細な内容につきましては資料を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第38 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第38. 議案第35号 財産の取得について、提案理由の説明を求めます。引き続き堤教育部長お願いします。

○教育部長（堤 則勝君）（登壇）

議案第35号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国のGIGAスクール構想第2期を迎え、小学校学習用タブレット機器1,743台を一斉に更新するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

学習用タブレット端末につきましては、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピューターの調達等ガイドライン」において、原則として共同調達によることとされており、本市におきましても、福岡県GIGAスクール推進協議会の実施する共同調達に参加し、当協議会で実施された公募型プロポーザルにより選定された受託候補者との随意契約を締結することとしております。

共同調達に係る公募型プロポーザル及び受託候補者との交渉の結果、学習用タブレット端末1,743台及び附属品等の取得価格は96,745千円、契約の相手方は株式会社内田洋行九州支店でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第39 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第39. 議案第36号 財産の取得について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第36号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市消防団上庄分団の消防車両更新のため、消防車両1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部において消防ポンプ自動車の仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。その結果、消防ポンプ自動車の取得価格は22,605千円、契約の相手は株式会社倉重ポンプ商会でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第40 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第40. 議案第37号 財産の処分について、提案理由の説明を求めます。岡環境経済部長お願いします。

○環境経済部長（岡 俊幸君）（登壇）

議案第37号 財産の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市有地であるみやま柳川インターチェンジ北地区産業団地をヤマエグループホールディングス株式会社へ売却するに当たり、その処分予定地の面積が5,000平方メートル以上、かつ、予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

処分する財産の種別は土地、所在及び地番はみやま市瀬高町山門字下水町2108番3外7筆、地積は5万3,267.02平方メートルで、譲渡価格は887,748,155円、契約の相手方はヤマエグループホールディングス株式会社でございます。

価格につきましては、立地企業公募時の予定販売価格である 1 平方メートル当たり 16,666 円の単価で相手方と協議を行っております。

資料としまして、処分予定地の明細及び位置図、配置図を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第41 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第41. 議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして皆さんこんにちは。それでは、議案第38号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明をいたします。いつもどおり、私の場合、ちょっと長くなります。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書137ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,386,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,457,781千円といたしております。

まず、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。議案書142ページをお願いいたします。

14款1項1目の予約制乗合タクシー使用料は、令和7年10月からの実証実験に伴う使用料で、900千円を計上いたしております。

続いて、143ページ、15款2項1目の新しい地方経済・生活環境創生交付金18,022千円は、避難所の生活環境改善やデジタルを活用した地域の課題を解決するための国庫交付金で、補助率は2分の1でございます。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の総合経済対策に基づく給付金事業

の経費に充てるため、175,392千円を計上いたしております。こちら補助率は10分の10でございます。

次に144ページ、16款2項1目の生活交通確保対策補助金2,000千円は、乗合タクシー車両購入に係る県補助金でございます。

次に飛びまして、147ページをお願いいたします。

17款2項の財産売却収入は、先ほどの議案第37号にて上程しておりますみやま柳川インターチェンジ北地区産業団地の土地売却収入で887,749千円を計上いたしております。

次に、148ページをお願いいたします。

19款2項8目の地域雇用創出基金繰入金216,379千円は、こちらも議案第31号にて御説明いたしましたとおり、本基金を企業誘致基金に統合するため、基金残高金を繰り入れるものでございます。

次に飛びまして、150ページをお願いいたします。

21款5項4目、雑入は、宝くじの収益を財源とするコミュニティ助成事業助成金2,100千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。151ページからでございます。

151ページ、2款1項1目の災害用備品購入費30,846千円は、国の交付金を活用し、避難所における資機材を追加購入するものでございます。

次に、6目のコミュニティ助成事業補助金1,700千円は、自治総合センターからの内示のありました佐野行政区の備品整備補助金を追加いたしております。

続いて、8目の公共交通対策費は、令和7年10月から実施いたします市内全域どこでも誰でも乗ることができる予約制乗合タクシーの実証実験に必要な経費を補正するもので、12節の予約制乗合タクシー実証実験事業委託料22,200千円、17節の予約制乗合タクシー車両購入費4,400千円などを計上いたしております。

次に、9目の企業誘致基金積立金は、産業団地の用地売却収入及び地域雇用創出推進基金の廃止に伴う取崩し分等を積み立てるもので、総額1,104,452千円を計上いたしております。

次に、152ページをお願いいたします。

2款1項10目のふくおか電子自治体共同運営協議会負担金は、国の交付金を活用し、入札手続の省力化・効率化を図るため、電子入札システムを導入するための経費1,733千円を追

加いたしております。

続いて153ページ、2款2項1目の定額減税補足給付金給付事業費は、所得税及び個人住民税の定額減税において、令和6年度に給付した定額減税補足給付金に不足が生じた方等に対し、不足額給付金を給付するもので、受付業務等委託料2,919千円などの事務経費のほか、18節、定額減税不足額給付金162,600千円を計上いたしております。

次に飛びまして、156ページをお願いいたします。

9款1項1目の備品購入費400千円は、コミュニティ助成金を活用し、鼓笛隊セットを購入するものでございます。

続いて、3目の防火水槽撤去工事費5,500千円は、貸主からの申出により、瀬高町下庄地区に設置されている防火水槽を撤去するものでございます。

続いて、157ページをお願いいたします。

10款1項2目のワンヘルス教育推進事業費500千円は、県より委託を受けた市内2校において、県のワンヘルスモデル校である高校と連携した体験活動の実施や公開授業等を行うものでございます。

次に158ページ、10款2項1目、学校管理費の備品購入費680千円は、道の駅みやまからの寄附金を活用し、児童用机や椅子等を整備するものでございます。

続いて、施設管理費29,000千円は、学校で事故等が発生した際、迅速な通報等を行うため、市内小学校に緊急通報システムを整備するもので、12節の緊急通報システム整備設計委託料10,000千円、14節の緊急通報システム整備工事費19,000千円を追加いたしております。

最後に、159ページをお願いいたします。

10款3項1目の学校管理費420千円は、小学校費と同様に、机、椅子等を整備するものでございます。

次の教育振興費550千円は、公益財団法人緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用し、理科学習用消耗品を購入するものでございます。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行いたいと思いますが、この議案につきましては質疑の通告があつておりますので、発言を許可してまいります。

歳出2款1項8目の公共交通対策費に対する質疑を行います。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

お尋ねしますが、大坪課長が資料に詳しく書いておりますと言うて、そげん言われると質問されんごとあるばってんですよ。これば見たっちゃ分からんけん、質問ばすつとですけどね。

2款1項8目、この件で車両3台を改修とありますが、これはどの車両を改修するかということですね。

それから、車両を購入1台とありますが、この間のタクシーは大体3台で動きますと。1台は予備とも考えられますが、それでよかでしょうかね。

それから、文言で書いてありますが、各種協議等が整った段階で本格運行を目指すとしてありますが、こうなると時期がよう分からんとですが、途中で予算額の変更とかもあつとですか、早められるとか。それもお聞きします。

それから、肝腎なことですが、清掃事業のほうのパッカー車の問題があるですたいね。車の減価償却、それから、社員の厚生年金、健康保険等が今問題になりよりますが、今回のタクシーの分もそれと同等の扱いがされるのかどうかですね。

以上、お聞きをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ただいまの質問に対して、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、車両3台はどのような車両かということで車両改修についてでございます。

車両改修の委託料については、議員もおっしゃったとおり、今後本格導入を予定しております予約制乗合タクシーで使用する車両3台でございます。2台は現在コミュニティバスとして使用している車両、もう一台は新規に購入する車両を想定しております。主にこの委託料の中で3台についてのラッピング費用や、今後、乗合タクシーに適した改修などを行う予定としております。

車両購入につきましては、ただいま御説明をいたしました新規購入1台につきましては、

乗り合いを想定した8人乗りのワゴンタイプの車両を1台購入する予定としております。

本格運行の時期、また、予算等が変更するのかということでございますが、今後の予定といたしましては、公共交通会議で今後の方針として決定をされました予約制乗合タクシー、また、コミュニティバスとの並行運行のほうを予定しておりまして、このまうまういきますと、3月の予約制乗合タクシーの本格運行のほうを予定しておりますが、10月からの実証実験におきまして新たな課題等が出た場合につきましては、本格運行については若干後ろに延びるかもしれませんが、そういう事態に対しても引き続き乗合タクシーのほうは運行できるような形で市民等には御迷惑をかけないような対応をしていきたいというふうに思っております。その際にも予算の増額等を行わない予定としております。

最後に、清掃車両などが行っているような予算措置等ということでよろしかったですかね。

予約制の乗合タクシーにつきましては、車両は市で準備いたしますので、車両の費用などは委託料には含まれません。委託料に含まれるのは、運行に対する運転士さんの人件費であつたり、受付業務、また、システムの使用料等となっております。車両の任意保険等については委託する運行事業者の負担というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

この資料を見ると、3台の改修とはコミュニティバスのことを今おっしゃるんですたいね。私はタクシーにするために改修すつとかというように誤解を受くつとですたいね、この資料からね。それでお聞きしたつですけど、分かりました。

それから、本格運行時期がずれても予算額は増額とか減額とかしないと。前倒しにはあんまりならんでしょうけんですね。しかし、これを見ると、前倒しも言うてあつとかなという文言になつとるけんですね。そげんなると、予算額が減額されるとやなかやつかと、そういうふうなことでちょっとお尋ねしたところですよ。

それから、車の件ですが、私が言っています車の減価償却とかは一切考えていないと。社員さんの厚生年金とか健康保険とか、清掃事業が今しよる分とは全然異質なものであると、そういうふうなことで理解しとっていいですか。後ろに中村課長がおんなはるけんが、そこはようつと話し合うてあつとですかね。間違いなかですかね。市でいろいろばらばらなるけ

んですね。その前は教育委員会とコミュニティバス、これも損害保険の入るとは全然別々やったし、市でそげん各部局各課でばらばらでよかつかなとも思うたですけど、間違いなかですかね、今んとで。もう一度清掃業の取扱いとは全然違いますよという確認をしたいんですけどね。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

まず、前段の御質問で回答のそごがあるといけませんので、もう一度確認で、コミュニティバス2台の改修プラス新車の改修費用を組んでいますのは、今後乗合タクシーを導入しますと、コミュニティバスのワゴンタイプが、コミュニティバスの路線の整理などをすると余る予定でございますので、そのコミュニティバスの車両を改修して予約制乗合タクシーとして使うというのが1点と。

あと、予算が変わらないと申したのは、この実証実験から実装に移れるように、この運行の委託料につきましては3月までの予算を計上していることになります。実証が実装になるのが早かったり遅かったりしても委託経費はあまり変わらないという想定で組んでいますので、実証が実装に変わる時期が変わっても予算は変わらないということでございます。

最後に、清掃車両等の契約をするのかということによろしかったですかね。

どちらかというと、この予約制乗合タクシーについては、基本的には車両は市が準備をしますので、車代などが委託料に含まれることはございませんし、保険代につきましても事業者の負担をお願いをする予定としておりますので、先ほどの回答で間違いはありません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

分かりましたけれども、この交通の件についてはいろんな議員から再三再四言われとっですたいね。早めろということでございますので、3月じゃなくても、早かなら早かごと、できるだけ早めてくれんですか。要するにこの検討委員会のごたつとば縮めてやればよかことでしょう。それがあんまり合い中が長過ぎつとですよ。もうちょっと縮めて早うするなら、金額に変更なちしてあるなら、市民の方は1か月でん早かなら早かほうが喜びなはっ、そ

ういうことでございますので。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

議員御指摘のとおり、市民のほうからも一日も早いこの予約制乗合タクシーを使いたいという声も日々お電話等でいただいているところでございます。一日でも早く市民の方に使っていただきたいというところで、まず、すぐ取り組める実証実験から始めたことで、10月からこの予約制乗合タクシーが利用できるというふうに認識をしております。

実装が早くなっても遅くなくても、市民は10月からずっと使い続けることができるようにやっていきたいと思いますので、市民に喜ばれるような公共交通体系をつくっていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに関連質問として。9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今予算の説明でございますが、ここに車両改修委託料が3,300千円ございます。今の説明では、コミュニティバスに使用されてある分が2台、車両改修してということで乗合タクシーに変更されるということですが、この2台は経過年数は何年でございましょうか。例えば、今質問がありましたように、ごみ収集関係については業務委託ということで車両は業者さんということになっておりますが、今までの予算説明とかを受ける中では耐用年数5年ということを説明されてあって、それに委託料を出していくということですが、このコミュニティバスは相当な年数があって、今されてある12人乗りかなんかを改装されて一般普通車両にされるということでしょうが、今言います3,300千円かけますが、先ほど言いますように、耐用年数が仮に5年とするならば、超しておるのか、今後、新規購入も含めて何年で運用されていくのかを教えてくださいませんか。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

前原議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在市が所有している車両としては、マイクロバスが2台と大型のワゴンタイプが5台ございます。

今後、乗合タクシーに活用を想定している車両につきましては、平成4年に購入したワゴンタイプのものと、令和元年に購入した車両を想定しております。もう1台につきましては既に26万6,000キロ程度走っておりますので、この分は予備車にしたいと。

購入を予定しております理由としては、もう1台予備車として保有していたものは36万キロ程度走っておりまして、これは予備車としても使えないということで新たに1台分購入する予算を今回お願いしているところでございます。

当然、このコミュニティバスや乗合タクシーの車両につきましては市の財産として購入するものでありますので、できるだけ長く使っていきたいというふうに考えております。しかし、人を乗せるということで安全性を考慮する必要がございますので、今のところ、何年乗るかという明確な基準等はありませんが、ガソリン車についてはおおよそ20万キロ程度を想定して、安全性を確認しながら、20万キロ程度で買換えの時期ではないかというところで検討するようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに関連質問としてお尋ねしたいというような議員さん、14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

実証実験事業委託料で22,200千円組んでありますが、車両の改修委託料が3,300千円と、もう1台が4,400千円で、その残りでもう1台は新規購入される、14,500千円で新しく車を買われるのか。

それと、委託じゃないと言っているんですけど、車はみやま市で買うわけでしょう。そうしたら、運転手さんとかは業務委託になるんでしょうか。そういった場合、さっき瀬口議員やないけど、ごみ収集あたりは全部一括して委託されるんですけど、令和5年度を見たら厚生費、法定福利費を約15%市が払っているんですが、その辺はどうなんですか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

まず、今回の予算の分で、簡単にこの項目ごとに概要を説明いたします。

まず、この予約制乗合タクシー実証実験委託料の22,200千円につきましては、これまでも乗合タクシーの実証実験を行う会社に委託をして、その中でシステムの使用料、システムの開発料、また、運行に係る委託料など全てが含まって、これがその全ての経費でございます。

車両改修委託料は、先ほども説明したんですけど、2台は今現在所有しているコミュニティバスを改修すると。1台がその下の備品購入費にある4,400千円で購入する車両の購入費ということで、今回は現在市が所有している7台のコミュニティバスと車両に加えて1台新規で購入するということになります。

15%ですか。（「車両は全部市の持ち物になるわけでしょう」と呼ぶ者あり）はい。（「だから、運転手さんの人件費というのは業務委託になるとやないですか」と呼ぶ者あり）そうです。この22,000千円の中に（「そういった場合は、ごみ収集あたりは福利厚生費ということで、令和5年度15%市が保有しているから、その辺はどうですかということ」と呼ぶ者あり）そういった積算はございません。

以上でございます。（「福利厚生は全然入らない」と呼ぶ者あり）はい。コミュニティバスと乗合タクシーは、基本的に委託の考え方とかいろいろあるのですけれども、基本的に今回は算定の基準としたのはタクシーを借り上げるとすると幾らかかるかとか、そういうふうな事業の委託として、それをベースに予算を組み立てておりますので、そういう職員、例えば、どこに委託するか分らないですけど、職員さんの委託の福利厚生費とか保険代とか、そういう積算にはなっておりません。（「人件費は入札ということですか」と呼ぶ者あり）いえ。（「車を購入するでしょうが」と呼ぶ者あり）はい。（「あと運転士さんのあれをどうするんですかということ」と呼ぶ者あり）運行の業務委託を行います。（「業務委託というと、ごみ収集とは違った委託ということですか、考えは」と呼ぶ者あり）ごみ収集のことをちょっと詳しく存じ上げないんですけど、はい、そうです、委託。（「委託での」と呼ぶ者あり）人件費とかですね。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに関連質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

関連質疑はほかになしと認めます。

次に、歳出２款２項１目、定額減税補足給付金給付事業費に関する質問を行ってまいります。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

この件については、私は度々質問をさせていただいておりますが、お聞きしたところ、今回の分は国からはっきり言うとは条件付であるというようなことで示されていらっしゃるようですが、この内訳を簡単に教えていただくとよかですけどね。何ですか、不足額給付と書いてあります、１番、２番、この資料ですよ。この内訳をようっとこれを読んだって分かんですたいね。減税対象人数を下回るもので、当初調整給付額に不足を生じたものとか、簡単でよかけんですね、この１番と２番、3,400人ぐらいと２番の1,600人、こういう方たちは実際どういう方たちなのかということをお尋ねします。

それから、テレビ、新聞報道等で今盛んに言っておりますが、この先、７月ぐらいに１人20千円ぐらいの、国民全員に給付ということが報道されております。その時点のことで、まず、ほかにも条件があったら、以前のような、私が申し上げておる高齢者のことを十分に考えてほしいと、こういうことでございますので、まずこの説明を付け加えていただかんとよく分かりませんので、お願いしたいと思いますがね。

○議長（牛嶋利三君）

相地税務課長。

○税務課長（相地智輝君）

瀬口議員の御質問いただいた定額減税給付金について概要を御説明申し上げます。

まず、不足額給付金Ⅰについてですけれども、定額減税補足給付金とは、令和６年度住民税の所得割額と令和６年分の所得税額から定額減税で引き切れなかった金額を給付するものです。昨年も定額減税補足給付金事業を行いました、今回は前回算定した当初調整給付金額に不足が生じる方に対して給付するものでございます。

昨年の当初調整給付金の算定は、令和６年分の所得税が確定していなかったため、令和５年の所得等を基にした所得税額の推計額を用いて算定いたしました。今回の給付金は、確定申告及び年末調整により確定した所得税額を基に算定し、昨年算定した調整給付金額に差額が出た方などに対して給付するものであります。

次に、不足額給付金Ⅱについてですけれども、所得税や住民税が課税されていない方、事

業の専従者やある程度の収入があるために扶養親族となれない方、低所得世帯向け給付に該当していない方という３つの要件を満たす方へ給付するものであります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そういうことで、まだ私きちっと来んとですけどね。それはそれとして。

それで、1番に当たる人が3,400人で、平均すれば大体1人当たり30千円ぐらいだろうと。それと、2番の人もそういう方たちが、40千円と30千円とぴしゃっと決まらんということですもんね、今差額ですからね。2番のほうの方はおよそ40千円、そういうふうな理解でよかですよね。で、ざっとした計算だと。言い方は悪かですけど、ぴしっとこげんはなりませんよということで理解をしてよかでしょうかね。後で返事ばお願いします。2問目やけん、まだあります。

それで、先ほど言いました7月の分、20千円相当、これにまたいろいろ低所得者とか子育て家庭とかはまたさらに上乘せして20千円、20千円とか、そういうことが考えられているようでございますが、この件で市長にお聞きしたいんですが、いつも私は高齢者の方が今まで一度も国からの給付金をいただいていないという方が非常に多くございますので、前回もそれは申し上げたと思います。これは何のためかという、扶養されているからいかんと。そういうことでなっておりますが、実際の実情は、扶養されておって別世帯であると。別世帯の高齢者は実質年金暮らしだというようなことを申し上げたと思います。そこまでずっと今度はしっかり考えていただきたいと思っておりますので、これは先々の話ですが、併せてお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

相地税務課長。

○税務課長（相地智輝君）

不足額給付金の内訳についてでございますけれども、先ほど御説明いたしました給付金Ⅰについては、昨年度実施いたしました給付金事業において一部給付を受けてある方等ございますので、1人当たりの給付単価というのはお示しできませんけれども、所管において給付対象者をある程度把握できております。その積み上げとして対象者を約3,400人、給付金額

を98,600千円と見込んでおります。

また、給付金Ⅱについては、概要で対象者を1,600人、給付金額を64,000千円と見込んでおり、合計で162,600千円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

（「市長のほうから」と呼ぶ者あり）市長のほうからも要るでしょう。（「お願いします」と呼ぶ者あり）松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員がお尋ねされてあります給付金につきましては、これまで物価高騰対策の対象者、また非課税世帯、国の推奨メニューである子育て世帯、市の基幹産業である農林漁業の事業者を中心に行ってきました。そして、議員おっしゃるように、全ての市民が恩恵を受けていないことについて御指摘をいただいたことをお伺いし、私自身も課題であると認識をしております。

また、国も今いろんな動きをしておりますし、国の動向を注視して、全ての方が恩恵を受けられるかどうか、今後、当市の物価高騰対策等の追加事業等も行う場合の参考として検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

国からの給付金は、今のところ全て物価高騰のためということでございます。

物価高騰、先日の新聞やっただすかね、テレビでも言いよったすかね、2万品目以上が値上がりしとるということで、先ほど言いました高齢者の方、扶養だからいただけんと対象外になっておるんですが、実際は、先ほど言いましたように別世帯で、年金暮らしなんですよ。非常に困ってある。そういう中で2万品目以上の物価が上がっているというようなことを非常に考えられて、今度の給付をしっかりと、今までそういう給付を受けられなかった高齢者をしっかり考えていただきたいと思っておりますので、前もってお願いをしておきたいと思っております。今、市長が言われたとおり、回答はしっかり検討していくということでございますので、よろしく願いしておきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

もう答弁関係は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

通告による瀬口議員からの質問は終わりましたけれども、関連する質問がございましたら、挙手をお願いしたいと思います、ありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

定額減税補足給付金給付事業に関わる質問が終わりましたので、次に、歳出10款2項1目の施設管理費に対する質疑を行ってまいりたいと思います。7番吉原政宏君、質疑を行ってください。

○7番（吉原政宏君）

昨年2月26日に本市小学校の給食時間に発生した児童の大切な命が失われた事故に対し、第三者委員会がその事実の認定と原因及び分析評価を行い、これを踏まえて再発防止策の提言をまとめられました。

これを受けた教育委員会の取組の一つとして、119番通報のための設備の事業の一つとして、詳しくは予算資料の3ページに高田小学校、桜舞館小学校にインターホン、押しボタンの設置とは書いてありますが、具体的にどんなシステムの運用なのか、イメージできるような説明をお願いします。また、設置時期について伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

私のほうから御説明をさしあげます。

まず、通報システムの詳細についてでございますけれども、今回整備いたしますシステムは、各教室、特別教室、職員室などに校内放送を流すことができる通報ボタン付きのインターホンを設置するものでございます。また、児童昇降口にも押しボタン通報装置を設置いたします。

非常事態の際には、事態の発生場所に最も近いところに設置をしていますインターホン等のボタンを押しますことで、例えば、何年何組で非常事態が発生というように、事態の発生と場所を知らせる校内放送が流れ、その放送を聞いた教職員をいち早く現場に集結させると

いったものになります。また、インターホンからは直接外部への連絡が可能でございまして、スピーカー機能も備えております。

また、導入時期についてでございますけれども、補正予算の承認をいただきましたら、速やかに入札等の手続に移ってまいりたいというふうに思っております。

工事の概要といたしましては、夏期休業期間中に配線工事、機器設置の順に行いまして、9月以降なるべく早い時期に導入できますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

これについては新聞報道等を詳しくしてあったので、見られている方も多いかと思いますが、ボタン1つで事件、事故が発生した場所が分かるということ、あと、外部通報ができるということではありますが、これは119番、あるいは110番、ボタン1つでそこにつながるようなシステムなのか、まずお伺いするのと、こちらはどこか先進事例というか、どこか参考にされたシステムなのかお伺いするのが1つ。

また、今回は事故に対しての再発防止の1つなんですけど、近年は不審者、先月は東京都立川市でも不審者の侵入事件がありましたが、そういったことも対応されるのか。提言の中に提言2で、119番通報が円滑に行われるよう通報訓練など緊急事態を想定した実践的な訓練を実施しますとありますが、このシステムを導入した後の実際の事件や事故を想定したような訓練はどのように行われるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

まず、119番通報がすぐできるのかというところでございますけれども、まず、このシステムにつきましては、教職員をいち早く現場に集結させるといったことがまず第一になります。集結をした教職員で担当を割り振りまして、例えば、すぐに救命処置を行う職員、または警察とか消防に連絡する職員、それから、AEDを持ってくる職員など手分けをしてまず行います。その担当になった教職員が119番等の通報をするという形になっております。

（発言する者あり）すみません。119を押して通報するという形になります。（発言する者

あり)

近隣に導入している自治体はあるかということですけれども、大牟田市のほうで新しく統合した中学校のほうで導入がされておりまして、そちらのほうに視察に行かせていただいております。

以上でございます。(発言する者あり)

すみません。あと、不審者侵入時の対応もできるということで。

○議長(牛嶋利三君)

お尋ねの部分、全部回答いただきましたか。(「まだ」と呼ぶ者あり) まだでしょう。松尾学校教育課長。

○学校教育課長(松尾郁代君)

先ほど河野課長も申しましたが、近隣では大牟田市が導入をしてありまして、その大牟田市のお話によりますと、不審者対応というところでの目的も持っているということでお伺いしておりますので、本市においてもその部分も活用できるかというふうに考えております。

導入後の訓練等でございますが、導入後早急に2校につきましては、事故が発生した場合を想定いたしまして、全校児童、そして、先生方を含めた訓練をやっていきたいというふうに考えております。時期のほうはまだお示しはできませんが、早急に訓練を行いまして、その場に教育委員会も立ち会いまして、その状況は確認をしていききたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長(牛嶋利三君)

7番吉原政宏君。

○7番(吉原政宏君)

ありがとうございます。

先生たちの訓練もそうですが、立川の事故のときも子供たちの誘導がしっかりされていたということで、あまり影響が広がらなかったということも聞いております。

最後になりますが、今回の答申を受けた取組が全部で提言が7つあっていると思います。今回は提言5の119番通報のための設備であったり、提言2に当たる本件での応急処置等の対応が含まれると思いますが、ほかの部分について、提言7、全て今行動に対して動き出しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

ほかの提言につきましては、再発防止の取組といたしまして、給食指導の徹底等をはじめ、学校においても既に進めているところでございます。

教育委員会といたしましても、学校に進めさせるだけではなく、チェック機能を働かせながら、実効性のある高い対策に高めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

通告による質疑が終わりましたが、関連する質疑はございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

関連ということでもありますけれども、今回、小学校に特化した分ということでもありますけれども、いろんな説明を聞いていけば、いわゆる緊急通報ということであれば、小学校だけじゃないというふうに思うんですよ。みやま市が設置してあるのは小学校だけじゃなくて中学校もあるというふうに思います。そういった先ほどの不審者等は小学校よりも中学校のほうが大きいというふうに思いますけれども、中学校への配備も含めて考えてあるのか、今後どのようにしてあるのか。今回は小学校はするということで2校を先行してやるということでもありますけれども、その後、どういった状況になるのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

施設整備等を含めまして、現在での考えを説明させていただきます。

まず令和7年度、そして、次年度で小学校に設備を導入していきたいというふうに思っております。そして、やはり議員おっしゃるように、中学生であったとしてもどういう事故が起こるか分かりませんし、不審者等の対応もございますので、中学校につきましては令和9年度以降に設置をしていきたいというふうに現段階では考えているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに施設管理費に関わる関連質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ないですね。そしたら、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第42 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第42. 議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長どうぞ。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第39号 令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明をいたします。

議案書163ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ3,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,173,669千円といたしております。

まず、議案書166ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為は、来年度以降の債務を負担するため、介護認定審査会等の会議システム使用料を追加いたしております。

次に、歳入予算でございます。議案書169ページをお願いいたします。

7款1項4目2節の事務費繰入金3,473千円は、財源を調整し計上いたしております。

続いて、歳出予算でございます。

議案書170ページ、1款1項1目の一般管理費3,473千円は、介護認定審査会にタブレット端末及び会議システムを導入し、審査会における事務の効率化等を図るもので、11節の通信

運搬費1,867千円や12節の電算システム改修委託料1,155千円などを計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は6月18日となっておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

午後0時04分 散会